令 和 ８ 年 １ ０ 月 ３ ０ 日
山口県報号外第５２号別冊

山口県人事行政の運営等の状況

令和８年１０月

山口県

〈 目 次 〉

Ⅰ　山口県人事行政の運営の状況

1　職員の任免及び職員数等の状況…… 1

(1) 採用・退職等の状況…… 1

(2) 職員数の状況…… 2

2　人事評価の状況…… 4

(1) 人事評価の状況…… 4

3　給与等の状況…… 6

(1) 総括…… 6

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況…… 8

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況…… 9

(4) 職員の手当の状況…… 11

(5) 特別職の報酬等の状況…… 16

(6) 公営企業職員の状況…… 16

4　勤務時間その他の勤務条件…… 23

(1) 一般職員の勤務時間…… 23

(2) 年次有給休暇…… 23

(3) 特別休暇等…… 23

(4) 介護休暇…… 23

(5) 介護時間…… 24

(6) 子育て支援部分休暇…… 24

5　職員の休業の状況…… 25

(1) 自己啓発等休業…… 25

(2) 育児休業等…… 25

(3) 配偶者同行休業…… 25

６　分限及び懲戒処分の状況…… 26
(1) 分限処分者数…… 26
(2) 懲戒処分者数…… 26

７　服務の状況…… 27
(1) 職務に専念する義務の免除…… 27
(2) 営利企業等への従事許可…… 27

８　退職管理の状況…… 28
(1) 再就職に関する規制等…… 28
(2) 退職者の再就職の状況…… 28

９　職員の研修の状況…… 30
(1) 研修の状況…… 30

１０　職員の福祉及び利益の保護の状況…… 31
(1) 保健の状況…… 31
(2) 福利厚生の状況…… 31
(3) 公務災害補償…… 32

１１　特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況…… 33
(1) 知事部局等…… 33
(2) 教育委員会…… 34
(3) 警察本部…… 35

Ⅱ　山口県人事委員会の業務の状況

1　職員の競争試験及び選考の状況…… 36

(1) 職員の競争試験の状況…… 36

(2) 採用選考の状況…… 37

2　職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
報告及び勧告の状況…… 38

3　職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
措置の要求の状況…… 42

4　職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況…… 43

Ⅰ　山口県人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数等の状況

(1)採用・退職等の状況（令和７年度）

ア 採用

区分	試験					採用選考	計
	大卒程度	短卒程度	高卒程度	保健師 看護師等	警察官		
一般行政職等	141人	1人	39人	10人		22人	213人
医療職						4人	4人
教育職						382人	382人
警察職					94人	22人	116人
技能労務職							
計	141人	1人	39人	10人	94人	430人	715人

（注）一般行政職等：下記以外の給料表適用者
医療職：医療職給料表適用者
教育職：教育職給料表適用者
警察職：公安職給料表適用者
技能労務職：現業職給料表適用者
（以下、退職、再任用も区分は同様の区分）

イ 退職

区分	定年退職	応募認定等退職	普通退職	その他	計
一般行政職等	1人	35人	134人	4人	174人
医療職			2人		2人
教育職			274人	3人	277人
警察職		2人	83人	2人	87人
技能労務職					
計	1人	37人	493人	9人	540人

ウ 再任用

区分	再任用（常勤勤務）		再任用（短時間勤務）	
		更新		更新
一般行政職等	155人	106人	23人	19人
医療職				
教育職	590人	400人	118人	86人
警察職	53人	33人	1人	
技能労務職				
計	798人	539人	142人	105人

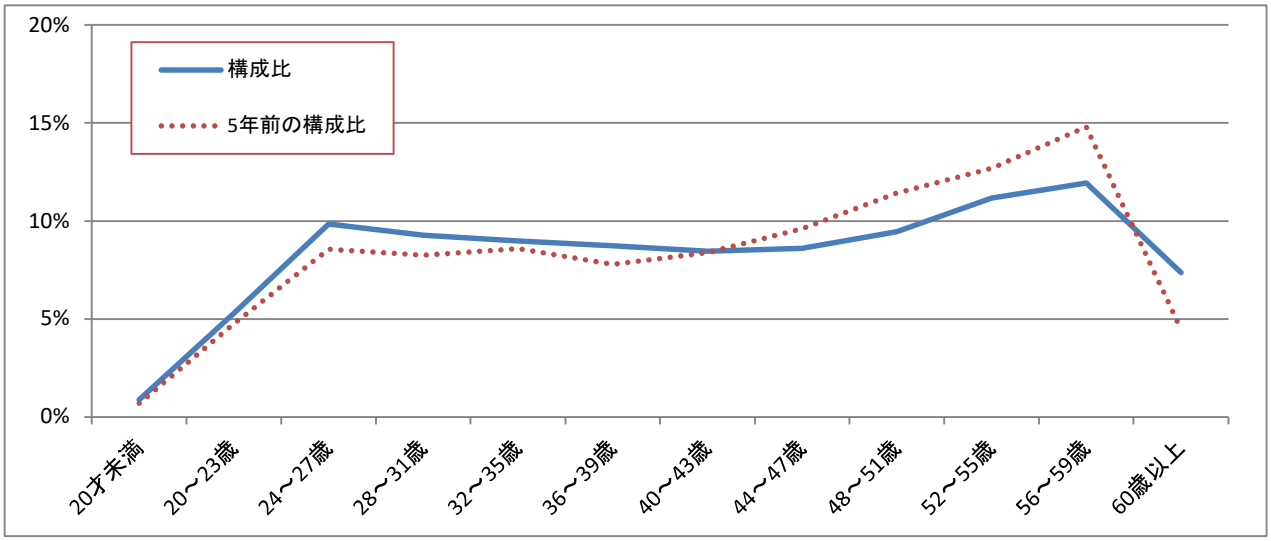
(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況及び主な増減理由（各年度4月1日現在）

区分 / 部門		職員数 令和7年度	職員数 令和8年度	対前年増減数	主な増減理由
一般行政	議会	31人	31人	0人	
	総務企画	589人	598人	9人	事業量の増加による増員
	税務	205人	208人	3人	育児休業代替職員による増員
	民生	297人	301人	4人	児童相談所体制の強化による増員
	衛生	572人	585人	13人	保健所体制強化による増員
	労働	65人	65人	0人	
	農林水産	889人	878人	△11人	体制見直しによる減員
	商工	151人	154人	3人	地域交通対策の強化による増員
	土木	788人	784人	△4人	体制見直しによる減員
	小計	3,587人	3,604人	17人	
特別行政	教育部門	10,497人	10,445人	△52人	児童生徒数の減少による減員
	警察部門	3,530人	3,543人	13人	事業量の増加による増員
	小計	14,027人	13,988人	△39人	
公営企業等会計	企業	118人	116人	△2人	体制見直しによる減員
	その他	33人	31人	△2人	体制見直しによる減員
	小計	151人	147人	△4人	
合計		17,765人 ［19,818 人 ］	17,739人 ［ 19,728人 ］	△26人 ［△90人］	

（注） 1　職員数は、一般職に属する職員数であり、休職者、派遣者等を含んでいます。
　　2　［　　］内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況（令和8年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 157	人 938	人 1,745	人 1,645	人 1,594	人 1,548	人 1,501	人 1,525	人 1,679	人 1,982	人 2,118	人 1,307	人 17,739

ウ　職員数の推移

（各年４月１日現在）

区分 / 部門別	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,540 人	3,566 人	3,565 人	3,591 人	3,587 人	3,604 人	64 人 (1.8%)
教育	11,146 人	10,953 人	10,767 人	10,667 人	10,497 人	10,445 人	△ 701 人 (△6.3%)
警察	3,559 人	3,561 人	3,546 人	3,540 人	3,530 人	3,543 人	△ 16 人 (△0.4%)
普通会計　計	18,245 人	18,080 人	17,878 人	17,798 人	17,614 人	17,592 人	△ 653 人 (△3.6%)
公営企業等会計	154 人	159 人	150 人	150 人	151 人	147 人	△ 7 人 (△4.5%)
計	18,399 人	18,239 人	18,028 人	17,948 人	17,765 人	17,739 人	△ 660 人 (△3.6%)

（注）　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 人事評価の状況

(1) 人事評価の状況

職員の意欲・士気の高揚や能力向上を図ることを目的に、職員の昇任・異動等に当たっての参考資料として活用するため、「能力評価」と「実績評価」で構成する人事評価制度を導入しています。人事評価の結果は、昇給や勤勉手当の成績率に反映する他、職員の昇任・異動等に当たっての参考資料として活用しています。

ア 知事部局等

<table>
<tr><th>種 別</th><th>管 理 職 員</th><th>一 般 職 員</th></tr>
<tr><td>能力評価
（Aa～Ccの9段階評価）</td><td colspan="2">【目的】
職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を把握し、的確な評価と指導・助言を行うことによって、中長期的な人材育成や適切な人事配置等に資すること。
【評価の内容】
「知識・技能」や「企画・立案力」等10項目について、各職位別に定める一定の基準に照らして、能力の水準を評価する。
〔評価期間：暦年（1月～12月）、評価基準日：9月1日〕
【評価者】
該当職員の上位級職員</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実績評価
（S～Dの5段階評価）</td><td>【目的】
組織の重要課題を踏まえた目標を設定し、その達成度等を評価することにより、管理職員の成果責任の明確化と効果的な組織マネジメントに資すること。</td><td>【目的】
客観的な業務実績や執務態度を評価することにより、職員の職務に対する意欲の向上や中長期的な人材育成等に資すること。</td></tr>
<tr><td>【評価の内容】
年度当初に目標を設定し、評価期間中に挙げた実績を、その達成度により評価する。
（評価期間：年度（4月～3月）
評価基準日：2月1日）</td><td>【評価の内容】
評価期間中における業務実績等について、評価基準に照らし評価する。
半期に一度、年2回評価を実施。
（評価期間：半年（4月～9月、10月～3月）
評価基準日：9月1日、2月1日）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【評価者】
該当職員の上位級職員</td></tr>
</table>

イ 教育委員会

<table>
<tr><th>種 別</th><th>管 理 職 員</th><th>一 般 職 員</th></tr>
<tr><td>能力評価
（Aa～Ccの9段階評価）</td><td colspan="2">【目的】
職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を把握し、的確な評価と指導・助言を行うことによって、中長期的な人材育成や適切な人事配置等に資すること。
【評価の内容】
「知識・技能」や「企画・立案力」等10項目について、各職位別に定める一定の基準に照らして、能力の水準を評価する。
〔評価期間：暦年（1月～12月）、評価基準日：9月1日〕
【評価者】
該当職員の上位級職員</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実績評価
（S～Dの5段階評価）</td><td>【目的】
組織の重要課題を踏まえた目標を設定し、その達成度等を評価することにより、管理職員の成果責任の明確化と効果的な組織マネジメントに資すること。</td><td>【目的】
客観的な業務実績や執務態度を評価することにより、職員の職務に対する意欲の向上や中長期的な人材育成等に資すること。</td></tr>
<tr><td>【評価の内容】
年度当初に目標を設定し、評価期間中に挙げた実績を、その達成度により評価する。
（評価期間：年度（4月～3月）
評価基準日：2月1日）</td><td>【評価の内容】
評価期間中における業務実績等について、評価基準に照らし評価する。
半期に一度、年2回評価を実施。
（評価期間：半年（4月～9月、10月～3月）
評価基準日：9月1日、2月1日）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【評価者】
該当職員の上位級職員</td></tr>
</table>

ウ 警察本部

平成29年1月1日から新たな人事評価制度を導入し、3つの評価により職員一人一人を評価しています。

■ 3つの評価

能力評価	職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価
業績評価	職務を遂行するに当たり挙げた業績を評価
総合評価	能力評価及び業績評価の結果に基づき総合的に評価

3 給与等の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

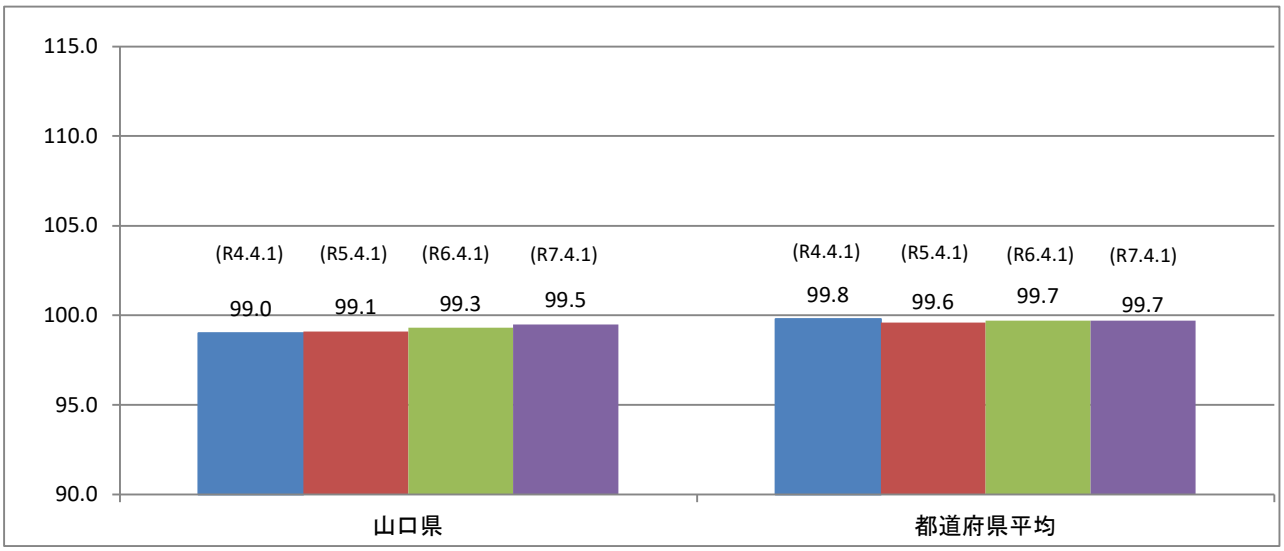
区　分	住民基本台帳人口（令和8年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) 6年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
7年度	1,260,818	693,901,025	14,857,178	166,182,674	23.9	24.2

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
7年度	17,614	80,589,675	13,344,424	32,472,876	126,406,975	7,177

（注） 1　職員手当には退職手当を含んでいません。
2　職員数については、令和７年４月１日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含んでいません。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

ウ ラスパイレス指数の状況



（注） 1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いています。

※　令和７年４月１日のラスパイレス指数が、①３年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

①本県の給与水準は、労働基本権の制約に対する代償措置としての人事委員会勧告を尊重し決定しており、地域の民間給与水準等を適切に反映させた人事委員会勧告を実施しているため。

エ 給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
7年度	379,941	368,788	11,153 (3.02%)	3.02	3.02	3.62

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
7年度	4.65	4.60	0.05	0.05	4.65	4.65

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

オ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号給近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

［　実施　］

（給料表の改定実施時期）　令和７年４月１日

（内容）　一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、３級から７級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、８級から９級の隣接する級間での給料月額の重なりの解消等を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）　国基準である周南市の地域手当支給廃止に対し、県内に在勤する職員においても地域手当の支給を廃止。

（実施時期）　令和７年４月１日より実施。段階的に支給割合を引き下げることとし、令和７年４月１日時点は０．１０%、令和８年４月１日時点は０．０５%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
国基準による支給割合	3 %	2 %	1 %
山口県の支給割合	0.15 %	0.10 %	0.05 %

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

（令和7年4月1日実施）

(2)職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和8年4月1日現在）

(ア)一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山口県	42.9　歳	343,110　円	432,593　円	381,582　円
国	41.7　歳	342,178　円	－	428,451　円

(イ)高等（特別支援・専修）学校教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	46.6　歳	394,000　円	440,576　円

(ウ)小・中学校教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	42.7　歳	382,920　円	420,547　円

(エ)警 察 職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山口県	39.5　歳	356,137　円	481,581　円	397,089　円
国	41.8　歳	351,380　円	－	415,450　円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和８年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

イ 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区　分		山　口　県	国
一般行政職	大 学 卒	239,600　円	232,000　円
	高 校 卒	208,500　円	200,300　円
高等学校教育職	大 学 卒	267,700　円	－
小・中学校教育職	大 学 卒	267,700　円	－
警察職	大 学 卒	270,900　円	269,200　円
	高 校 卒	241,900　円	230,400　円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

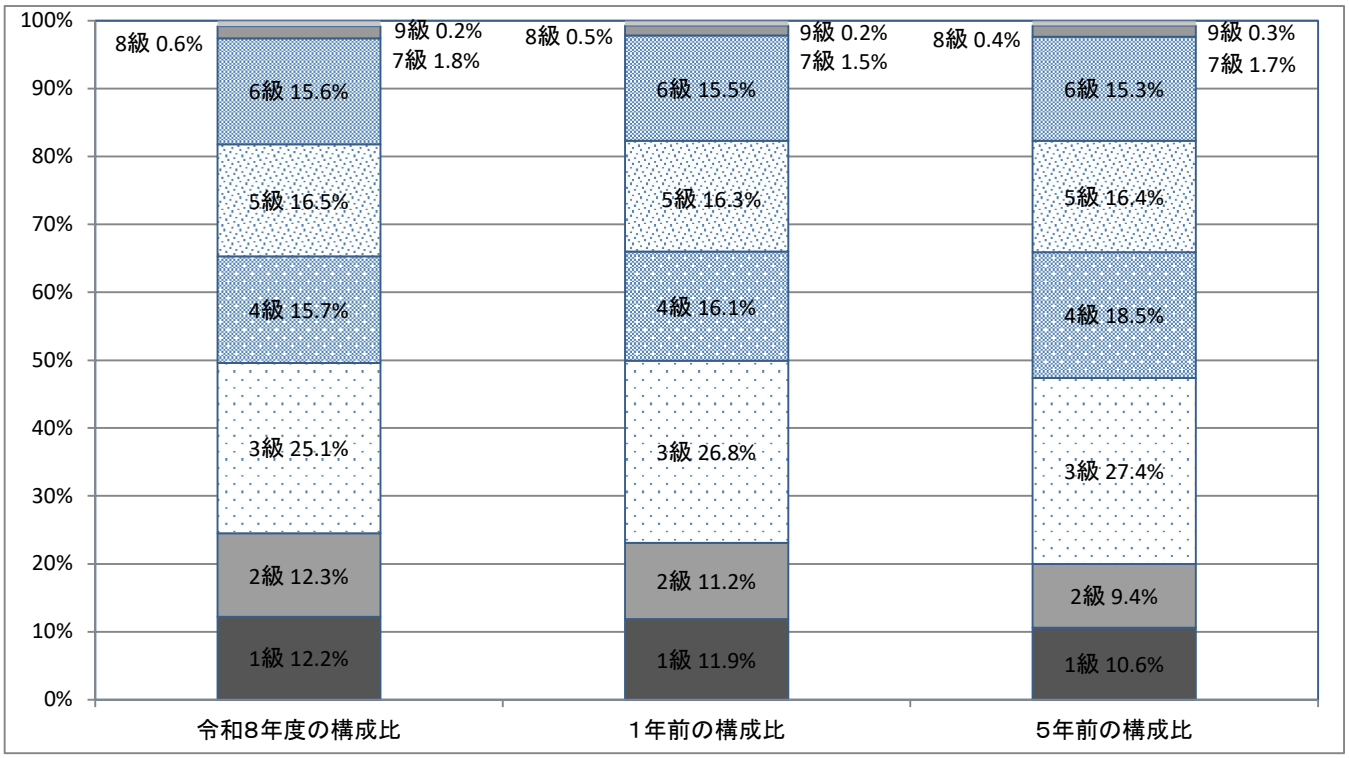
区　分		経験年数１０年	経験年数２０年	経験年数２５年	経験年数３０年
一般行政職	大 学 卒	302,287　円	367,634　円	403,551　円	415,797　円
	高 校 卒	269,567　円	324,687　円	368,359　円	384,497　円
高等学校教育職	大 学 卒	359,188　円	421,372　円	437,163　円	455,117　円
小・中学校教育職	大 学 卒	358,014　円	416,888　円	436,331　円	450,583　円
警察職	大 学 卒	301,473　円	365,309　円	412,165　円	436,307　円
	高 校 卒	302,179　円	368,858　円	399,860　円	435,267　円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

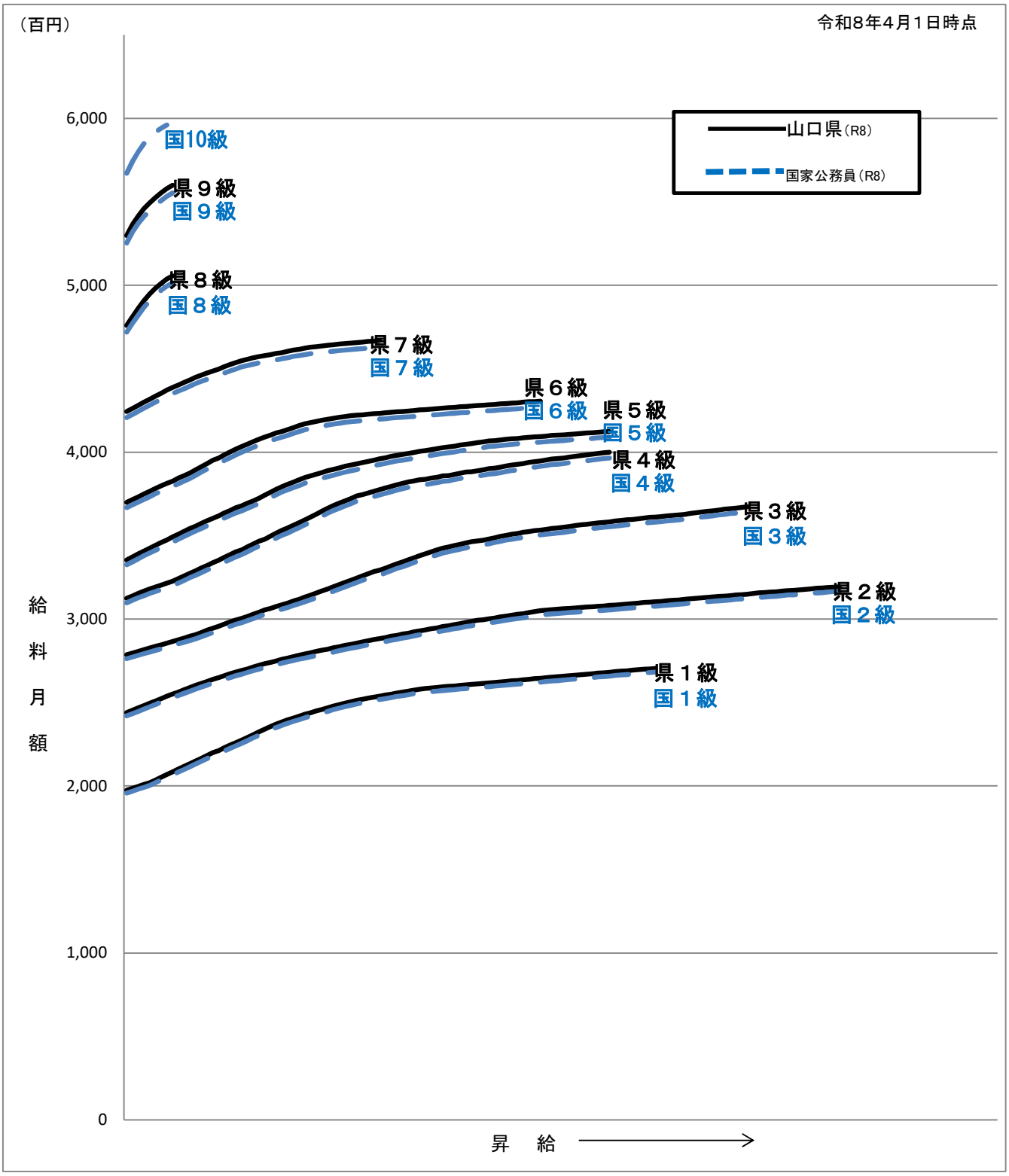
ア 一般行政職の級別職員数等の状況（令和8年4月1日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9　級	本庁部長	人 9	% 0.2
8　級	局長、理事	人 23	% 0.6
7　級	本庁部次長	人 74	% 1.8
6　級	本庁課長	人 643	% 15.6
5　級	相当困難主査	人 681	% 16.5
4　級	主査	人 647	% 15.7
3　級	主任	人 1,039	% 25.1
2　級	係員	人 509	% 12.3
1　級	係員	人 506	% 12.2

（注）1　山口県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



イ 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和8年4月1日現在）



ウ 昇給への人事評価の活用状況

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ． 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		
ロ． 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(4)職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山　　口　　県	国
1人当たり平均支給額(令和7年度) 1,886　千円	－
(7年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.525　月分　2.125　月分 (1.425)　月分　(1.025)　月分	(7年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.525　月分　2.125　月分 (1.425)　月分　(0.985)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ． 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ． 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

イ 退職手当（令和8年4月1日現在）

山　　口　　県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875　月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075　月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075　月分
勤続35年	39.7575月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575月分	47.709　月分
最高限度額	47.709月分	47.709　月分	最高限度額	47.709月分	47.709　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	5,992　千円	23,232　千円			

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含んでいます。

ウ 地域手当（令和8年4月1日現在）

支給実績(令和7年度決算)			136,214 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)			7,722 円
支給対象地域(職種)	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都特別区	20 %	24 人	20 %
大阪市	16 %	6 人	16 %
さいたま市	13 %	2 人	13 %
千葉市	13 %	1 人	13 %
広島市	8 %	5 人	8 %
福津市	8 %	7 人	8 %
金沢市	4 %	2 人	4 %
岡山市	4 %	1 人	4 %
周南市	0.05 %	1474 人	1 %
山口県内に在勤する職員	0.05 %	16,032 人	0 %
上記以外の市町村	0 %	8 人	0 %
医師	16 %	30 人	16 %
平均支給割合	0.1 %	－	0.2 %

（注）「国の制度(支給割合)」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合です。

エ 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給実績(令和7年度決算)	818,095 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)	120,202 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和7年度)	38.6 %
手当の種類	16 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(7年度)決算	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課、県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収に関する業務	818,095 千円	日額 650円
福祉業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	福祉に関する現業業務		日額 650円
精神保健福祉業務手当	(1) 保健所等に勤務する職員	(1) 精神保健福祉法に基づく調査、立会、護送、必要な情報の提供、助言その他の援助の業務		(1)日額 300円
	(2) 精神保健福祉センターに勤務する職員	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談、必要な情報の提供、助言その他の援助に関する業務		(2)日額 300円
感染症防疫等業務手当	(1) 右の業務を行った職員	(1) 狂犬病予防法に基づく野犬等の捕獲等の業務、家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務等		(1)日額 300～4,000円
	(2) 保健所に勤務する職員	(2) 感染症法に基づく質問・調査		(2)日額 300円
	(3) 動物愛護センターに勤務する獣医師	(3) 動物の治療、処分、飼育管理		(3)日額 850円
衛生検査手当	(1) 保健所の試験検査課勤務職員	(1) 病理細菌検査、環境衛生・食品衛生等の試験検査		(1)日額 300円
	(2) 保健所に勤務する非専任のと畜検査員、食鳥検査員	(2) と畜検査、食鳥検査		(2)日額 850円
種雄牛馬取扱手当	農林総合技術センターに勤務する職員	種雄牛馬の自然交配、精液の採取等のための種雄牛馬を御する作業		日額 300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (7年度)決算	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等手当	作業に従事した職員	(1) 巡回監視		(1)日額 950円
		(2) 応急作業等		(2)日額1,440円
		(3) 関係行政機関等との連絡調整		(3)日額 950円
		(4) 避難所の運営、罹災証明の調査等、県庁舎以外の場所で行う作業		(4)日額 1,440円
		(5) (上記の区分にかかわらず) 大規模な災害に係る作業に従事した場合		(5)日額 1,440円
道路上作業手当	道路整備課、土木事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持又は修繕の作業		日額 300円
特殊現場作業手当	(1) 総務部消防保安課に勤務する職員	(1) 高圧ガス保安法の規定に基づいて行う完成検査、立入検査等の業務		(1)日額 300円
	(2) 保健所等に勤務する職員	(2) 廃棄物の投棄されている場所において行う原状回復作業及び廃棄物の性状調査		(2)日額 300円
	(3) 健康福祉部薬務課に勤務する職員	(3) 司法警察員の業務及びけん銃訓練		(3)日額 1,500円
	(4) 農林総合技術センターに勤務する職員	(4) 傾斜地等において行う特殊自動車の運転作業		(4)1時間 100～120円
	(5) 水産事務所等に勤務する職員	(5) 漁業取締船に乗船して行う漁業取締作業		(5)日額 300円 (常時乗り組む職員500円)
	(6) 防災危機管理課に勤務する職員	(6) 回転翼航機に搭乗して行う作業		(6)搭乗1時間 1,900円 降下日額 870円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉の業務		日額 650円
高所等作業手当	右の業務を行った職員	高所、深所、トンネル坑内等での調査、保守等の作業		1時間 120円 (トンネル坑内 130円)
教員特殊業務手当	教育職給料表(一)又は(二)の1級、2級の者	(1) 非常災害時等の緊急の防災等の業務		(1)日額 8,000～16,000円
		(2) 修学旅行等引率指導業務		(2)日額 5,100円
		(3) 対外運動競技等への引率指導業務		(3)日額 5,100円
		(4) 部活動指導業務		(4)日額 2,700円
		(5) 入学試験監督業務		(5)日額 900円
兼務手当	教育職員	教育に関する他の職を兼ね、当該職に係る授業に従事した時		授業1時間につき1,300円の範囲内
添削指導手当	通信教育を担当する職員以外の教育職員	通信教育の添削指導		学習報告書 1通 160円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する主任等	教務等についての連絡調整、指導助言		日額 200円
警察作業手当	警察本部、警察署に勤務する職員	犯罪の予防・捜査・被疑者の逮捕作業、交通取締作業、爆発物処理等特に危険な作業等		日額 230～20,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和7年度決算)	3,298,570 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)	429 千円
支給実績(令和6年度決算)	3,170,277 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	411 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当（令和8年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度と異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和7年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（本庁部課長、出先機関の長等）に対して支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ33,000～130,000円	異	手当額 46,300～139,300円	1,080,703 千円	678,407 円
扶養手当	(1) 満22歳年度末までの子：13,000円 （16歳年度初め～22歳年度末までの子は5,000円を加算） (2) その他の扶養親族：6,500円 （行政職給料表8級　3,500円） （行政職給料表9級　支給しない）	同		1,751,949 千円	259,279 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 （最高支給限度額：27,000円） 【単身赴任手当受給者の配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する借家・借間に係る手当額の2分の1に相当する額	異	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額27,000円以下 → 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 家賃が月額27,000円超 → 家賃の月額と27,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 （最高支給限度額：28,000円） 【単身赴任手当受給者の配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する借家・借間に係る手当額の2分の1に相当する額	1,685,799 千円	309,378 円
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が150,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 （最も経済的かつ合理的なもの） (2) 1箇月当たりの運賃の額が150,000円超 →1箇月当たり150,000円を上限に支給 【自動車等使用（自転車を除く）】 通勤距離が2km以上4km未満の場合2,000円、以下距離に応じて加算 （最高支給限度額：通勤距離が98km以上の場合57,000円） 【駐車場に係る通勤手当】 自動車等の交通用具使用に係る手当を支給している職員が駐車場の利用料金を負担する場合にその負担額を支給（上限5,000円）	異	【交通機関利用】 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額150,000円 【自動車等使用】 使用距離に応じ2,000～66,400円	2,235,537 千円	150,775 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		203,631 千円	408,078 円
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35％増の額	同		767,189 千円	514,202 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,700～7,700円	同		134,924 千円	213,487 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 ＜週休日等＞ 勤務1回につき4,000～12,000円 （6時間超勤務：150/100 を乗じた額） ＜週休日等以外の日（午後10時から午前5時）＞ 勤務1回につき2,000～6,000円	同		19,758 千円	107,380 円

手当名	内容及び支給単価	国と同の制度異	国の制度と異なる内容	支給実績（令和7年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）
初任給調整手当	医師、歯科医師又は獣医師たる職員で採用困難なものに対して支給 ＜医師又は歯科医師＞ 採用後35年以内の期間、免許取得からの経過年数に応じた額 （最高支給額：月額417,600円） ＜獣医師＞ 採用後1年間は月額30,000円。以降、毎年2,000～3,000円ずつ逓減	同	＜獣医師＞ 制度なし	1,236,727 千円 （初任給調整手当、特地勤務手当、夜間勤務手当、農林漁業普及指導手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当の合計）	
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4～16％	同			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25％	同			
農林漁業普及指導手当	普及事務を行う普及指導員に対し支給 → 給料月額の6％				
へき地手当	山間地、離島その他生活不便地に所在する小中学校等に勤務する学校職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4～20％				
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教育職員に対し支給 → 級号給に応じて1,300～5,600円 ※学級を担任する者については、3,000円が加算				
産業教育手当	実習を伴う農業等に関する科目を主として担任する教育職員に対し支給 → 給料月額の5%				
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する教育職員に対し支給 → 給料月額の5～10% （管理職手当受給者は4～8%）				
在宅勤務等手当	住居等において在宅勤務等を中心とした働き方を3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対し支給 →月額3,000円	同		72 千円	36,000 円

(5)特別職の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区分		給料月額等
給料	知事	1,290,000 円 (1,290,000 円)
	副知事	1,020,000 円 (1,020,000 円)
報酬	議長	980,000 円 (980,000 円)
	副議長	880,000 円 (880,000 円)
	議員	840,000 円 (840,000 円)
期末手当	知事	（令和7年度支給割合）
	副知事	3.50 月分
	議長	（令和7年度支給割合）
	副議長	3.50 月分
	議員	
退職手当		（算定方式） （1期の手当額） （支給時期）
	知事	給料月額× 在職月数× 0.50 30,960,000 円 任期毎又は通算
	副知事	給料月額× 在職月数× 0.40 19,584,000 円 任期毎又は通算
	備考	

（注）1　給料、報酬及び期末手当の（　）内は、減額措置を行う前の金額です。
2　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6)公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

（ア）職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 6年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
7年度	6,077,259	561,910	729,884	12.0	11.9

（注）　資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含んでいません。

区分	職員数 A	給与費 給料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B	一人当たり給与費 B/A
	人	千円	千円	千円	千円	千円
7年度	75	319,390	98,526	138,877	556,793	7,424

（注）1　職員手当には退職給与金を含んでいません。
2　職員数については、令和８年３月３１日現在の人数です。
3　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含んでいません。

（イ）職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和8年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
山口県	43.8 歳	364,193 円	644,666 円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

（ウ）職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（工業用水道事業）	山口県
1人当たり平均支給額（令和7年度） 1,979 千円	1人当たり平均支給額（令和7年度） 1,886 千円
（7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525 月分 2.125 月分 （1.425）月分 （1.025）月分	（7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525 月分 2.125 月分 （1.425）月分 （1.025）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15、25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15、25%

（注） （ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（令和8年4月1日現在）

山口県（工業用水道事業）			山口県		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709月分	47.709 月分	最高限度額	47.709月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	14,719 千円	20,729 千円	1人当たり平均支給額	5,992 千円	23,232 千円

（注） 1 山口県（工業用水道事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去３年間に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含んでいます。

c 地域手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）	338 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	4,563 円

支給対象地域（職種）	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
山口県内に在勤する職員	0.05 %	74 人	0.05 %

d 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）	1,570 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	34,120 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）	61.3 %
手当の種類	5 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（7年度）決算	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	1,570 千円	日額 480～730円 （日没から日出間は50%加算）
災害応急作業等手当	右の業務を行った職員	他の地方公共団体に派遣された場合の災害応急作業等		日額 950～1,440円
危険作業手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務		1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務		日額 650円
感染症防疫等業務手当	右の業務を行った職員	家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務		日額 300～4,000円

e 時間外勤務手当

支給実績(令和7年度決算)	37,737 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)	599 千円
支給実績(令和6年度決算)	29,060 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	461 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

f その他の手当 (令和8年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和7年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 51,000円～130,000円	同	<手当額> 33,000～ 130,000円	7,632 千円	763,200 円
扶養手当	(1) 満22歳年度末までの子:13,000円 (16歳年度初め～22裁年度末までの子は5,000円を加算) (2) その他の扶養親族:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない)	同		10,998 千円	244,400 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円) 【単身赴任手当受給者の配偶者等が居住する借家・借間】 職員が自ら居住する借家・借間に係る手当額の2分の1に相当する額	同		5,157 千円	271,400 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		―	―
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が150,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が150,000円超 →1箇月当たり150,000円を上限に支給 【自動車等使用(自転車を除く)】 通勤距離が2㎞以上4㎞未満の場合2,000円、以下距離に応じて加算 (最高支給限度額:通勤距離が98㎞以上の場合57,000円) 【駐車場に係る通勤手当】 自動車等の交通用具使用に係る手当を支給している職員が駐車場の利用料金を負担する場合にその負担額を支給(上限5,000円)	同		14,527 千円	226,982 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和7年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		－	－
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給	同		－	－
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35％増の額	同		－	－
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25％	同		－	－
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,700～7,700円	同		20,551 千円	685,043 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 ＜週休日等＞ 勤務1回につき4,000～12,000円 （6時間超勤務：150/100 を乗じた額） ＜週休日等以外の日(午後10時から午前5時)＞ 勤務1回につき2,000～6,000円	同		39 千円	13,100 円
在宅勤務等手当	住宅等において在宅勤務等を中心とした働き方を3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対し支給 →月額3,000円	同		－	－

イ 電気事業

（ア）職員給与費の状況（決算）

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）6年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
7年度	1,958,588	92,560	386,613	19.7	18.1

（注） 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含んでいません。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
7年度	42	173,460	52,154	71,585	297,199	7,076

（注） 1　職員手当には退職給与金を含んでいません。
2　職員数については、令和８年３月３１日現在の人数です。
3　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含んでいません。

（イ）職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和8年4月1日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
山　口　県	43.8　歳	357,395　円	585,100　円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

（ウ）職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（電気事業）	山口県
1人当たり平均支給額（令和7年度） 1,796 千円	1人当たり平均支給額（令和7年度） 1,886 千円
（7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525 月分 2.125 月分 （1.425）月分 （1.025）月分	（7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525 月分 2.125 月分 （1.425）月分 （1.025）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15、25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15、25%

（注） （ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（令和8年4月1日現在）

山口県（電気事業）			山口県		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709月分	47.709 月分	最高限度額	47.709月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	19,443 千円	20,665 千円	1人当たり平均支給額	5,992 千円	23,232 千円

（注） 1 山口県（電気事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去３年間に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含んでいます。

c 地域手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）	185 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	4,293 円

支給対象地域（職種）	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
山口県内に在勤する職員	0.05 %	43 人	0.05 %

d 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）	700 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	28,007 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）	58.1 %
手当の種類	5 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（7年度）決算	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	700 千円	日額 480～730円 （日没から日出間は50%加算）
災害応急作業等手当	右の業務を行った職員	他の地方公共団体に派遣された場合の災害応急作業等		日額 950～1,440円
危険作業手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務		1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務		日額 650円
感染症防疫等業務手当	右の業務を行った職員	家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務		日額 300～4,000円

e 時間外勤務手当

支給実績(令和7年度決算)	12,854 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)	367 千円
支給実績(令和6年度決算)	14,575 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	416 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

f その他の手当 (令和8年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和7年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 51,000円～130,000円	同	＜手当額＞ 33,000～ 130,000円	5,580 千円	797,143 円
扶養手当	(1) 満22歳年度末までの子:13,000円 (16歳年度初め～22歳年度末までの子は5,000円を加算) (2) その他の扶養親族:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない)	同		5,761 千円	320,058 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		4,135 千円	275,678 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		－	－
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が150,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が150,000円超 →1箇月当たり150,000円を上限に支給 【自動車等使用(自転車を除く)】 通勤距離が2㎞以上4㎞未満の場合2,000円、以下距離に応じて加算 (最高支給限度額:通勤距離が98㎞以上の場合57,000円) 【駐車場に係る通勤手当】 自動車等の交通用具使用に係る手当を支給している職員が駐車場の利用料金を負担する場合にその負担額を支給(上限5,000円)	同		8,290 千円	243,832 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		－	－

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和7年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給	同		－	－
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35％増の額	同		－	－
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25％	同		－	－
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,700～7,700円	同		13,625 千円	681,258 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 ＜週休日等＞ 勤務1回につき4,000～12,000円 （6時間超勤務：150/100 を乗じた額） ＜週休日等以外の日(午後10時から午前5時)＞ 勤務1回につき2,000～6,000円	同		38 千円	18,750 円
在宅勤務等手当	住宅等において在宅勤務等を中心とした働き方を3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対し支給 →月額3,000円	同		－	－

4 勤務時間その他の勤務条件

(1)一般職員の勤務時間

令和8年4月1日現在における一般職員の勤務時間及び休憩は次のとおりです。

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

（注） 公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間については、各任命権者が別に定めています。

(2)年次有給休暇

年次有給休暇は、一年ごとに20日付与され、残日数は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。
令和7年の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

令和7年 平均使用日数	14.3日

（注） 小中学校職員を除く。

(3)特別休暇等

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産など条例や規則で定める事由に該当する場合には、特別休暇等を付与しています。

区　　分		付与日数
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄移植のための骨髄液提供	
	ボランティア活動	年5日以内
	職員の結婚	連続して7日以内
	職員の分べん	産前8週間から産後8週間
	育児（生後1年6月に達しない子）	1日2回、各45分以内
	職員の妻の出産	3日以内
	男性職員の育児参加	5日以内
	子（中学校卒業前）の看護等	5日以内（対象となる子が2人以上いる場合は10日以内）
	（短期）介護休暇	5日以内（対象となる親族が2人以上いる場合は10日以内）
	忌引	10日以内
	父母、配偶者、子の祭日	1日
	災害による住居の滅失又は損壊	7日以内
	災害による交通遮断等	必要と認められる期間
	生理日	月3日以内
	妊産婦の健康診断	必要と認められる期間
	妊婦の通勤緩和	1日1時間以内
	妊娠障害	14日以内
	不妊治療	6日以内
病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最低限の期間	

(4)介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（指定期間）で取得することが可能です。

令和7年度の介護休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	4人
女性職員	8人
計	12人

(5)介護時間

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日を通じ、2時間の範囲内で取得することが可能です。

令和7年度の介護時間の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	1人
女性職員	4人
計	5人

(6)子育て支援部分休暇

職員が小学校(第1学年から第3学年までに限る。)に就学している子を養育するため勤務しないことが相当であると認められる場合は、1日を通じ、2時間の範囲内で取得することが可能です。

令和7年度の子育て支援部分休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	7人
女性職員	56人
計	63人

5 職員の休業の状況

(1) 自己啓発等休業

公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときに、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることが認められる制度です。

令和7年度の自己啓発等休業の取得状況は次のとおりです。

	取得者数	うち大学等課程の履修	うち国際貢献活動
男性職員	0人	0人	0人
女性職員	1人	1人	0人
計	1人	1人	0人

（注） 取得者数は令和7年度に新たに自己啓発等休業を取得した数を示している。

(2) 育児休業等

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業等をすることが認められる制度です。

令和7年度の育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	283人	19人
女性職員	286人	296人
計	569人	315人

（注） 取得者数は令和7年度に新たに育児休業等を取得した数を示している。

(3) 配偶者同行休業

公務の運営に支障がないと認められる場合に、職員が外国で勤務等をする配偶者に同行するため、休業をすることが認められる制度です。

令和7年度の配偶者同行休業の取得状況は次のとおりです。

	取得者数
男性職員	0人
女性職員	1人
計	1人

（注） 取得者数は令和7年度に新たに配偶者同行休業等を取得した数を示している。

6 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、休職等の処分をすることです。

令和7年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

処分の種類 / 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			421人		421人
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合			2人		2人
条例で定める事由による場合					
合 計			423人		423人

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し若しくは職務を怠った場合、又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることです。

令和7年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分の種類 / 処分事由	戒告	減給	停職	免職	合 計
法令に違反した場合		5人	6人	1人	12人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合			1人		1人
合 計	0人	5人	7人	1人	13人

7 服務の状況

(1)職務に専念する義務の免除

職員は、地方公務員法第35条に基づき、職務に専念する義務を有していますが、条例及び規則により、次の場合においては、当該義務が免除されます。

職務に専念する義務の免除が認められる場合
ア 研修を受ける場合
イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
ウ その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合
エ 人事委員会が定める場合
(ア) 在勤庁の事務又は事業運営上の必要に基づき、事務又は事業の全部又は一部を停止した場合
(イ) 地方公務員災害補償法第51条第2項の規定により審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第60条第1項の規定により出頭する場合
(ウ) 地方公務員法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、又は同法第49条の2第1項の規定により不利益処分に関する審査請求をする場合
(エ) 地方公務員法第55条第11項の規定により、当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合
(オ) 教育公務員特例法第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務を行う場合
(カ) 職務に関し、国又は他の地方公共団体若しくはその他の公益団体の職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
(キ) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて、講演講義等をする場合
(ク) 職務上の教養に資する講演会又は講習会に出席する場合
(ケ) 新採用及び転勤のために旅行する場合
(コ) 職務上必要な試験を受験する場合
(サ) 人事委員会が特に認めた場合

(2)営利企業等への従事許可

職員は、地方公務員法第38条に基づき営利企業等への従事が制限されていますが、人事委員会規則に定める許可基準を満たし、かつ任命権者の許可を受けた場合には、営利企業等に従事することができます。

許 可 の 基 準
次のいずれにも該当する場合
ア 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないもの
イ 当該職員の職との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがないもの
ウ 公務員としての信用を傷つけるおそれがないもの
エ その他法の精神に反しないと認められるもの

8 退職管理の状況

職員の退職管理の適正を確保するため、地方公務員法第38条の2及び職員の退職管理に関する条例等により、再就職に関する規制等を実施しています。

(1)再就職に関する規制等

1)元職員による働きかけの規制

元職員による、離職前の職務に関する現職職員への働きかけを禁止しています。なお、退職時の職位に応じた規制の内容は、次のとおりです。

根拠規定	主体	働きかけの禁止となる対象	期間
地方公務員法	全ての再就職者	離職前5年間の職務	2年間
		在職中に自らが最終決裁権者として決定した契約・処分	定めなし
	長の直近下位の内部組織の長(部局長等)の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に同職に就いていたときの職務	2年間
県条例	国の部課長級相当職(部局長等を除く所属長以上)の職に就いていた再就職者	同上	2年間

2)再就職情報の届出

職員は、離職後2年間、営利企業等の地位に就こうとする場合、もしくは就いた場合には、任命権者に一定の事項を届け出るものとしています。

(2)退職者の再就職の状況

課長級以上(管理職手当受給者)であった退職職員の再就職の状況は、以下のとおりです。

ア 知事部局等

(令和8年8月1日現在)

No.	氏名	退職時役職名 【管理監督職上限年齢制等による降任前の役職名】	退職 年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職 年月日
1	大川 真一	総務部長	R8.3.31	(公財)山口きらめき財団	副理事長	R8.6.30
2	伊田 敏章	総務部理事	R8.3.31	(公財)山口県消防協会	専務理事兼事務局長	R8.6.1
3	田中 康史	総務部理事	R8.3.31	(公社)山口県看護協会	事務局長	R8.4.1
4	山根 克彦	税務課長	R8.3.31	学校法人野田学園	参事	R8.4.1
5	池田 博之	総合企画部長	R8.3.31	(公社)山口県歯科医師会	事務局長	R8.6.20
6	河村 佳彦	環境生活部次長	R8.3.31	(一財)山口県環境保全事業団	常務理事	R8.7.1
7	櫻井 晋次郎	環境生活部審議監	R8.3.31	(一財)山口県環境保全事業団	東見初管理事務所副所長兼事業部次長兼新南陽管理事務所副所長	R8.4.1
8	河村 章	生活衛生課長	R8.3.31	長門健康福祉センター	会計年度任用職員	R8.4.1
9	福田 敦子	萩健康福祉センター保健環境部調整監	R8.3.31	山口県国民健康保険団体連合会	保健事業調整監	R8.4.1
10	木下 幸徳	福祉総合相談支援センター所長	R8.3.31	(社福)城南学園	南風Ⅰ施設長	R8.4.1
11	大平 勉	萩看護学校事務局長	R8.3.31	(公財)山口県国際交流協会	事務局長	R8.4.1
12	永田 明生	産業労働部長	R8.3.31	(公財)やまぐち産業振興財団	副理事長	R8.6.10
13	岡本 章生	農林水産部長	R8.3.31	山口宇部空港ビルサービス(株)	常務取締役兼管理部長	R8.6.12
14	中村 圭吾	農林水産部理事	R8.3.31	下関製氷協同組合	専務理事	R8.6.22
15	桂 昭二	岩国農林水産事務所農村整備部主査 【柳井農林水産事務所長】	R8.3.31	(株)山口建設コンサルタント	技師長	R8.4.1
16	河野 隆則	柳井農林水産事務所長	R8.3.31	山口県土地改良事業団体連合会	事業調整室長	R8.4.1
17	柳澤 郁成	山口農林水産事務所畜産部長	R8.3.31	(公社)山口県獣医師会	常務理事	R8.4.1
18	岡 陽一	長門農林水産事務所農業部長	R8.3.31	山口県農業協同組合山口県地域農業戦略推進協議会	事務局次長	R8.4.1
19	品川 貢	萩農林水産事務所企画振興室長	R8.3.31	(株)あぶクリエイション(道の駅阿武町)	パート労働者	R8.4.1

No.	氏名	退職時役職名 【管理監督職上限年齢制等による降任前の役職名】	退職 年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職 年月日
20	迫田　克己	萩農林水産事務所農村整備部長	R8.3.31	山口県土地改良事業団体連合会	会員支援課長	R8.4.1
21	村上　竜司	萩農林水産事務所主査 【長門農林水産事務所農村整備部長】	R8.3.31	萩農林水産事務所	会計年度任用職員	R8.4.1
22	仙石　克洋	土木建築部長	R8.3.31	山口市役所	副市長	R8.4.1
23	宮本　光浩	都市計画課主査 【小瀬川工業用水道事務所長】	R8.3.31	小瀬川工業用水道事務所	会計年度任用職員	R8.7.1
24	徳本　裕志	柳井土木建築事務所次長	R8.3.31	(一財)山口県自動車振興センター	業務部長	R8.4.1
25	権代　昌也	萩土木建築事務所長	R8.3.31	三井共同建設コンサルタント(株)	技術統括	R8.4.1
26	岡本　文浩	岩国港湾管理事務所長	R8.3.31	(株)田中技研コンサルタント	顧問	R8.4.1
27	林　秀行	周南港湾管理事務所長	R8.3.31	(株)セトウチ	技術部長	R8.4.1
28	神田　茂樹	向道ダム管理事務所長	R8.3.31	(株)古川コンサルタント	参与	R8.4.1
29	伊藤　公一	佐波川ダム管理事務所長	R8.3.31	(株)東光コンサルタンツ	技術顧問	R8.4.1
30	西村　一隆	厚東川ダム管理事務所長	R8.3.31	(株)水巧技術コンサルタント	技術顧問	R8.4.1
31	大玉　一貴	山口宇部空港事務所次長	R8.3.31	(一財)山口県遺族連盟	事務局長	R8.4.1
32	山﨑　晶子	労働委員会事務局長	R8.3.31	(公財)山口きらめき財団	秋吉台国際芸術村村長	R8.4.1
33	坂本　和彦	企業局長	R8.3.31	大栄建設(株)	土木技術部長	R8.4.1
34	岩本　康彦	人事委員会事務局長	R8.3.31	(地独)山口県立病院機構	副理事長兼本部事務局長	R8.4.1
35	近藤　和彦	環境生活部長	R7.3.31	山口県中小企業団体中央会	専務理事	R8.6.18

イ 教育委員会

(令和8年8月1日現在)

No.	氏名	退職時役職名 【管理監督職上限年齢制等による降任前の役職名】	退職 年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職 年月日
36	西村　和彦	博物館長	R8.3.31	株式会社山口教弘	臨時参事	R8.4.1
37	野村　忠宏	宇部高等学校　事務長	R8.3.31	(一社)山口県浄化槽協会	事務局次長	R8.4.1
38	城　浩敏	岩国商業高等学校　校長	R8.3.31	山口学芸大学・山口芸術短期大学	特命准教授	R8.4.1
39	浅原　正和	徳山高等学校　校長	R8.3.31	公益財団法人山口県ひとづくり財団	参事	R8.4.1
40	庄田　敦紀	徳山商工高等学校　校長	R8.3.31	野田学園中学・高等学校	教諭	R8.4.1
41	古川　幸隆	西京高等学校　校長	R8.3.31	スポーツ交流村	所長	R8.4.1
42	藤田　司	宇部商業高等学校　教頭	R8.3.31	一般社団法人ふるさと振興公社道の駅長門峡	道の駅長門峡駅長	R8.4.1
43	上野　和彦	萩高等学校　教頭	R8.3.31	下関国際高等学校	教諭	R8.4.1

ウ 警察本部

(令和8年8月1日現在)

No.	氏名	退職時役職名 【管理監督職上限年齢制等による降任前の役職名】	退職 年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職 年月日
44	古重　満也	警務部参事官兼総務課長	R8.3.31	下関自動車学校	管理者	R8.4.1
45	勝田　稔	地域部長	R8.3.31	(株)たいよう共済山口支店	副支店長	R8.4.1
46	山藤　和史	警備部参事官兼公安課長	R8.3.31	中国電力(株)上関原子力発電所準備本部	調査役	R8.4.1
47	兼重　真一郎	交通部交通機動隊長	R8.3.31	コイト電工(株)山口営業所	顧問	R8.4.1
48	刀禰　昌法	警察学校長	R8.3.31	山口県遊技業協同組合	専務理事	R8.4.1
49	筒井　克彦	山口南警察署長	R8.3.31	(一財)山口県交通安全協会	総務部長	R8.4.1
50	古市　茂	山口南警察署副署長	R8.3.31	山口トヨペット(株)本社	社員	R8.4.1
51	福永　紀晴	山陽小野田警察署長	R8.3.31	(一社)山口県警備業協会	専務理事兼事務局長	R8.4.1
52	山角　浩一	美祢警察署長	R8.3.31	協伸産業(株)	警備防災課長	R8.4.1
53	吉武　照人	萩警察署長	R8.3.31	(公社)山口県防犯連合会	専務理事	R8.6.1
54	馬木　秀治	長府警察署長	R8.3.31	柳井自動車学校	管理者	R8.4.1
55	藤原　英明	地域部自動車警ら隊長	R7.3.31	山口県警察本部	会計年度任用職員	R8.4.1

9 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、積極的に各種研修に取り組んでいます。

ア 一般行政職員

地方自治体を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、「元気で存在感のある県づくり」を積極的に進めていくために、職員一人ひとりの意識改革と職員の自主的・主体的な能力開発を推進する必要があることから、「山口県人材育成基本方針」を踏まえ、積極的に職員の研修を行っています。

令和7年度には、次のとおり研修を実施しました。

研　　修　　名	回数	人数
一般研修 新規採用職員、主事級、主任主事級等	14回	918人
パワーアップ研修 予算編成実務、危機管理実務、説明力向上、コーチング、行政法等	28回	608人
総合研修 やまぐち次世代リーダー養成カレッジ	1回	15人
派遣研修 中央省庁、他の地方公共団体、自治大学校、民間企業等	－	30人
合　　計		1,571人

イ 教職員

今後とも急激な変化が続くことが予想されるこれからの社会において必要となる子どもたちの生涯にわたって学び続ける力の育成に向け、学校教育の直接の担い手である教職員の資質能力の向上を図る必要があることから、教職員一人ひとりの適性・能力やキャリアステージのそれぞれの段階に応じた計画的・継続的な研修を実施しています。

令和7年度には、次のとおり研修を実施しました。

研　　修　　名	日数	人数
基本研修 初任者・新採・新任、経験者、管理職、特別支援教育	96日	6,044人
希望研修 経験者、管理職、教科、教育相談、情報教育、特別支援教育、専門職務、社会教育等	51日	1,605人
支援研修 サテライト、課題解決型サポート	194日	5,112人
派遣研修等 大学院、日本人学校、民間企業等	－	248人
合　　計		13,009人

（注）派遣研修は実人数、その他は延べ実数です。

ウ 警察本部

警察職員が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、人格を磨き、学術を修め、実力を養い、もって公正明朗且つ能率的に職務を遂行し得るよう教養することを目的に研修を実施しています。

令和7年度には、次のとおり研修を実施しました。

研　　修　　名	期数	人数
採用時教養 初任科、初任補修科、一般職員初任科	5期	182人
昇任時教養 巡査部長任用科、警部補任用科	2期	16人
専科等教養 部門別任用科、専科	37期	410人
合　　計	44期	608人

１０ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 保健の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、山口県職員健康管理規程(昭和50年山口県訓令第2号)等の規定に基づき、労働安全衛生体制のもと、快適な作業環境の整備、職員の安全と健康の確保など労働安全衛生管理に努めています。

(注)小中学校教職員を除く。

ア 労働安全衛生管理

令和7年度の安全衛生委員会等の設置状況は、次のとおりです。

区分	安全衛生委員会	衛生委員会
知事部局等	6所属	12所属
教育委員会	―	49所属
警察本部	―	20所属

イ 健康管理

令和7年度の検診受診状況は、次のとおりです。

区分		知事部局等	教育委員会	警察本部	備考
定期健康診断(法定)	対象者	3,078人	4,954人	3,542人	胸部エックス線撮影、血液検査ほか
	受診者	3,055人	4,844人	3,482人	
がん検診(任意)	胃がん	1,263人	2,244人	1,923人	胃がん(35歳以上の全職員及び35歳未満の希望者) 大腸がん・子宮がん(希望者) 乳がん(35歳もしくは40歳以上の希望者)
	大腸がん	713人	2,821人	2,217人	
	子宮がん	243人	469人	117人	
	乳がん	104人	483人	133人	

ウ 作業環境管理

令和7年度の作業環境測定結果は、次のとおりです。

所属数	作業場数	結果	検査内容
23	41	適切である 41	特定化学物質、有機溶剤、粉じん

(注)知事部局のみ

(2) 福利厚生の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の元気回復等の事業を計画的に実施するとともに、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)等の規定に基づき地方職員共済組合等が実施する医療給付、年金給付等の諸事業に対して法令等に基づき経費負担するなど、職員の福利厚生を図っています。

(注)教育委員会については、県立学校・事務局の他、小中学校・県立大学等を含んでいます。

ア 元気回復事業

区分	事業名	実施機関	概要
知事部局等	職員球技大会 元気回復事業 本庁各課対抗バレーボール大会	県・共済	ソフトボール、バレーボールなど5種目 部局又は各地域単位で実施 本庁各課でバレーボール大会を開催
教育委員会	―	―	―
警察本部	―	―	―

イ 地方職員共済組合等に対する負担金・補助金

区分	項目	金額	概要
知事部局等	共済組合への負担金	5,138,519千円	短期・長期負担金等
	共済組合への補助金	476千円	健康保持・疾病予防事業への補助等
教育委員会	共済組合への負担金	14,975,895千円	短期・長期負担金等
警察本部	共済組合への負担金	5,225,467千円	短期・長期負担金等

(3) 公務災害補償

地方公務員法、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、公務災害(公務執行に起因して発生した負傷、疾病、障害、死亡等)、通勤災害に対して地方公務員災害補償基金が給付等を行っています。
令和7年度認定件数は、次のとおりです。

区分	公務災害	通勤災害	計
知事部局等	27件	3件	30件
教育委員会	153件	6件	159件
警察本部	51件	1件	52件

(注)小中学校教職員を含んでいます。

１１ 特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況

(1) 知事部局等

ア 計画期間

令和7年度から令和11年度まで

イ 取組状況

（ア）山口県庁こども参観デーの実施

本庁知事部局を対象に実施しました。

実施日時	参加者数	
	こども	保護者
R8.8.10	71	40

（イ）各種制度の周知

各種の子育て支援制度や育児休業経験者の体験談をまとめたハンドブックをイントラネットに掲載し周知を図りました。

（ウ）時間外勤務の縮減

毎月の『全庁一斉ノー残業デー』など、各種取組の徹底を図りました。

ウ 数値目標に対する実績

（ア）男性職員の２週間以上の育児休業取得率

目標値（毎年度）	取得率（R7年度）	取得者数/対象者数	≪参考≫女性職員の育児休業取得状況	
			取得率（R7年度）	取得者数/対象者数
100%	100.0%	68人/68人	100.0%	24人/24人

※ 対象者数はR7年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

※ 男性職員の取得者数は対象者数に計上した職員のうち、令和8年10月末までに育児休業を取得又は請求した職員

（イ）男性職員の子の出生後１年までの１ヶ月超の育児関連休暇等の取得率

目標値（毎年度）	取得率（R7年度）
100%	80.3%

※ 令和8年10月末時点（速報値）

（注）育児関連休暇とは、出産補助休暇、男性の育児参加休暇、育児休業、
子の看護休暇、育休計画時に見込んだ年休など、育児に関連する休暇を指します。

（ウ）年次有給休暇の取得率

目標値（毎年度）	取得率（R7年度）
75%	78.5%

（エ）職員１人当たりの時間外勤務時間数

目標値（毎年度）	実績値（R7年度）
令和５年度（141.0時間）より減少させる	131.4時間

(2)教育委員会

ア 取組状況

(ア)各種制度の周知

各種の子育て支援制度をまとめたリーフレットを発行し、子どもとふれあう機会の充実を図るなどの意識啓発に努めました。

(イ)時間外勤務の縮減

毎月の『全庁一斉ノー残業デー』の取組の徹底を図りました。

イ 数値目標に対する実績

(ア)男性職員の育児休業取得率

目標値 (R7年度末)	取得率	取得者数/対象者数	≪参考≫女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
100%(2週間以上取得)	100.0%	8名/ 8名	-	0名
50%	46.2%	18名/ 39名	97.0%	32名/ 33名

※ 対象者数はR7年度中に新たに育児休業取得可能となった職員(小・中学校を除く。)

※ 目標数値が異なるため、上段は教育庁事務局、下段は県立学校について整理している。

※ ≪参考≫女性職員の育児休業取得状況は目標数値を考慮せず取得実績をそのまま反映

(イ)子の出生後１年までの男性の育児関連休暇等取得率

男性職員について、子どもの出生時には「配偶者の出産補助休暇(3日)」や「男性職員の育児参加休暇(5日)」を積極的に取得するとともに、年次有給休暇を合わせて取得し、育児に伴う休暇・休業を、子の出生後1年までに事務局においては1か月超、県立学校においては5日以上取得するよう、意識啓発等に努めました。

目標値 (R6年度に子が出生した職員)	取得率
1ヶ月超	100%
5日以上	72.5%

※ 小・中学校を除く

(ウ)年次有給休暇の取得率

目標値(R7年)	取得率
75%	59.1%

※ 小・中学校を除く

(3)警察本部

ア 取組状況

(ア)全職員のワークライフバランスの推進

年間を通じた計画的な休暇取得を奨励し、非効率的な時間外勤務の抑制を推進しました。
配偶者が出産を控えている男性職員に対し、上司や所属長による面談を実施することで、育児休業等を取得しやすい職場環境を整備しました。

(イ)女性職員の活躍推進

職員が働きやすい職環環境を検討しながらコミュニケーションスキル向上を目指す研修会を開催しました。

(ウ)次世代育成支援

夏休み中に、親子で楽しみながら体験学習や見学を通じて警察の仕事の魅力を伝えるイベントを開催しました。

イ 数値目標に対する実績

(ア)男性職員の育児休業取得率

目標値(R7年度末)	取得率	取得者数/対象者数	≪参考≫女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
60%	98.4%	127名/ 129名	100.0%	31名/ 31名

※ 対象者数はR7年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

(イ)出産補助休暇※1及び育児参加休暇※2の合計取得日数が５日以上の男性職員の割合

※1 男性職員が、妻の出産に伴う入退院の付添等のために取得できる特別休暇(3日以内)
※2 男性職員が、子を養育するために取得できる特別休暇(5日以内)

目標値(R7年度末)	取得率
100%	78.3%

(ウ)年次有給休暇の取得率

目標値(R7年度末)	平均取得日数
15日以上	16.0日

Ⅱ　山口県人事委員会の業務の状況

１　職員の競争試験及び選考の状況

（１）　職員の競争試験の状況（令和７年度）

試験区分	試験職種等	申込者	第一次試験		第二次試験		競争倍率
			有効受験者数A	合格者	有効受験者数	最終合格者B	（A／B）
大学卒業程度（通常型）	行　　政	176	93	78	69	49	1.9
	警察行政	20	8	6	5	3	2.7
	社会福祉(一般)	10	9	9	8	6	1.5
	社会福祉(心理)	8	7	6	6	5	1.4
	土　　木	10	5	5	4	3	1.7
	建　　築	6	3	3	2	2	1.5
	農　　業	17	10	10	7	7	1.4
	農業土木	4	2	2	2	1	2.0
	林　　業	2	1	1	1	1	1.0
	畜　　産	8	6	6	5	4	1.5
	水　　産	5	4	4	3	3	1.3
	機　　械	1	1	1	1	1	1.0
	電　　気	4	0	－	－	－	－
	化　　学	6	3	3	3	2	1.5
	衛生薬学	4	1	1	1	1	1.0
	衛生監視	4	4	4	4	4	1.0
	保 健 師	22	21	21	21	14	1.5
	管理栄養士	10	9	5	5	1	9.0
	計	317	187	165	147	107	1.7
大学卒業程度(やまぐち型)	行　　政	338	314	153	111	78	4.0
	警察行政	35	31	24	16	12	2.6
	土　　木	13	13	13	12	12	1.1
	建　　築	7	7	7	7	4	1.8
	農業土木	5	5	5	5	5	1.0
	林　　業	8	8	8	7	6	1.3
	電　　気	3	3	3	3	2	1.5
	衛生薬学	3	3	3	3	3	1.0
	計	412	384	216	164	122	3.1
職務経験者	行　　政	154	133	18	13	10	13.3
	社会福祉	13	12	8	6	2	6.0
	土　　木	11	9	9	9	5	1.8
	農業土木	3	3	3	3	2	1.5
	林　　業	3	2	2	2	0	－
	機　　械	8	8	6	5	2	4.0
	電　　気	5	5	5	5	3	1.7
	保 健 師	7	7	7	7	2	3.5
	計	204	179	58	50	26	6.9
高校卒業程度	事　　務	79	69	58	55	48	1.4
	警察事務	30	26	23	21	12	2.2
	土　　木	13	11	10	10	10	1.1
	建　　築	0	－	－	－	－	－
	林　　業	7	7	6	6	6	1.2
	機　　械	4	4	3	3	1	4.0
	電　　気	3	3	3	3	3	1.0
	小・中学校事務	33	28	25	24	9	3.1
	計	169	148	128	122	89	1.7
臨床検査技師	臨床検査技師	5	4	4	4	2	2.0
警　察　官	男性(A)第1回	71	57	55	47	35	1.6
	サイバー(A)第1回	5	5	5	2	2	2.5
	男性(一般)(A)第2回	41	20	20	20	7	2.9
	男性(武道指導)(A)第2回	1	1	1	1	1	1.0
	男性(B)第1回	47	34	33	29	16	2.1
	サイバー(B)第1回	0	－	－	－	－	－
	男性(B)第2回	118	88	88	73	43	2.0
	女性(A)第1回	25	20	19	16	13	1.5
	女性(A)第2回	5	2	2	2	1	2.0
	女性(B)第1回	10	8	8	8	3	2.7
	女性(B)第2回	58	44	44	42	22	2.0
	計	381	279	275	240	143	2.0
合　　計		1,488	1,181	846	727	489	2.4

（２） 採用選考の状況（令和７年度）

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9				
	8	1			1
	7				
	6	3	9	2	14
	5		2		2
	4	2	1		3
	3	23	1	1	25
	2	6	1		7
	1	9	2	2	13
公安職	9				
	8			1	1
	7			3	3
	6			9	9
	5			4	4
	4			2	2
	3			1	1
	2				
	1			1	1
海事職	6				
	5				
	4				
	3	1			1
	2				
	1				
研究職	5				
	4				
	3				
	2				
	1				
医療職（一）	4				
	3	3			3
	2	3			3
	1	5			5
医療職（二）	7				
	6				
	5				
	4				
	3				
	2				
	1				
医療職（三）	7				
	6				
	5				
	4				
	3				
	2				
	1				
教育職（一）	4				
	3				
	2	4			4
	1				
教育職（二）	4				
	3		1		1
	2		2		2
	1				
計		60	19	26	105

２　職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会は、令和７年１０月１７日、議会及び知事に対し、地方公務員法第８条、第１４条及び第２６条の規定に基づき、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。令和７年人事委員会報告・勧告の概要は、次のとおりです。

職員の給与に関する報告及び勧告

１　職員給与と民間給与との比較

(1) 比較方法の見直し

人事院の見直し内容及び行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、比較対象とする企業規模を50人以上から100人以上とする見直しを実施

(2) 月例給

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差 (A)－(B)※1
379,941円	368,788円	11,153円（3.02%）

人事院勧告※2
3.62%

※1　本年４月分を比較し、民間給与は新規学卒者を除き、職員給与は行政職のうち新規採用者等を除く4,240人（平均42.9歳）の集計

※2　「①本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模500人以上から1,000人以上とする見直し」及び「②比較対象とする企業規模を50人以上から100人以上とする見直し」を含む官民較差。なお、②の見直しのみを行った場合の官民較差は2.87%

(3) 特別給（ボーナス）

民間支給割合 (A)	職員支給割合(B)	差 (A)－(B)
4.65月分	4.60月分	0.05月分

人事院勧告
0.05月分

※　民間支給割合は昨年８月から本年７月までを集計。職員支給割合は現行のもの

２　給与勧告の内容

(1) 月例給

民間給与との均衡を図るため、月例給を3.02%引き上げるよう、行政職給料表を改定。その他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定

（行政課題の複雑化・多様化や人材の確保等の観点を踏まえ、若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても昨年を大幅に上回る引上げ）

(2) 諸手当

ア　特別給（ボーナス）

民間の支給割合との均衡を図るため、特別給の年間支給割合を0.05月分引上げ（期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ配分）

≪期末・勤勉手当の支給割合≫

区　　分	期末手当	勤勉手当	合　　計
６　月　期	1.25 → 1.2625 月分	1.05 → 1.0625 月分	2.30 → 2.325 月分
12 月　期	1.25 → 1.2625 月分	1.05 → 1.0625 月分	2.30 → 2.325 月分
年　間　計	2.50 → 2.525 月分	2.10 → 2.125 月分	4.60 → 4.65 月分

イ　初任給調整手当

医師等に対する支給月額の限度額を417，600円に引上げ

ウ　通勤手当

(ｱ) 自動車等使用者に対する手当額を月額400円から2，500円までの幅で引上げ

(ｲ) 月額5，000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

※１箇月当たりの通勤手当の額の合計額の限度額は、駐車場等の利用に対する手当額を含めて150，000円

エ　特地勤務手当等

特地公署等への採用に伴い転居した職員に手当を新たに支給するなど、国に準じて見直し

オ　宿日直手当

勤務１回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4，700円、特殊な業務を主とする宿日直勤務は7，700円に引上げ

(3) 実施時期

令和７年４月１日から実施。ただし、(2)のウの(ｲ)については令和８年４月１日から実施

3　今後の課題

(1) 60歳前後の職員の給与水準

65歳定年の完成を視野に入れた60歳前後の職員の給与水準の在り方について、引き続き、国の検討状況を注視していくことが必要

(2) 教育職員の給与

給特法等一部改正法が成立したこと等を踏まえ、本県においても、教育職員の処遇改善を進めるため、所要の措置を講じることが必要

(3) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当について、国の動向等を注視し、所要の措置を講じることが必要

(4) 在級期間に係る制度の廃止

能力・実績に基づく人事管理の推進の観点を踏まえ、在級期間に係る制度の在り方について検討を進めることが必要

【参考資料】 給与改定関連（行政職）

１　月例給及び年間給与

区　分	改定前	改定後	改定額
月　例　給	363, 582円	374, 562円	10, 980円 (3. 02%)
年 間 給 与	6, 082千円	6, 287千円	205千円

（注）１　新規採用者等を含む行政職４,474人（平均42.1歳）の集計
　　２　年間給与は、月例給の12か月分及び特別給の合計の額

２　初任給

区　分	改定前	改定後	改定額
大学卒業程度	227,500円	239,600円	12,100円
高校卒業程度	196,200円	208,500円	12,300円

３　改定の状況

区　分	月例給		特別給 増減月	年間給与 増減額	備　考
	改定額	改定率			
平成28年	892円	0.24%	0.10月	52千円	
平成29年	0円	0.00%	改定なし	0円	初任給調整手当のみの改定
平成30年	716円	0.20%	0.10月	49千円	
平成31年	74円	0.02%	0.10月	38千円	
令和２年	改定なし	改定なし	△0.05月	△19千円	
令和３年	改定なし	改定なし	△0.15月	△56千円	
令和４年	1,119円	0.32%	0.10月	54千円	
令和５年	3,716円	1.05%	0.10月	98千円	
令和６年	10,159円	2.86%	0.10月	207千円	
令和７年	10,980円	3.02%	0.05月	205千円	

（注）月例給改定額・率は、各年の４月１日現在の職員１人当たりの額・率

公務運営に関する報告（意見）

１　県行政を支える人材の確保

技術系職種の確保に向けた新たな採用試験の創設のほか、リクルート活動や情報発信の強化等の取組により県行政を支える人材を確保

２　働きがいを実感できる環境づくり

- 職員の意欲や能力を最大限に引き出すため、特定の行政分野や特定の地域でのエキスパートの育成に資する人事異動の在り方を検討
- 公民給与の比較対象企業規模を50人以上から100人以上とする見直しを実施
- 新たな政策課題や複雑化する行政課題に対応した多様な研修を充実し、特にデジタル人材の育成に向けた効果的・計画的な研修を実施

３　働きやすい勤務環境の整備

- ワーク・ライフ・バランスに配慮し、多様で柔軟な働き方の実現に向けて、フレックスタイム制の拡充などを検討
- 職員が安心して育児・介護と仕事の両立支援制度を利用できるよう、制度の周知や職員の意識醸成、必要な人員確保
- 教員が授業や児童・生徒と向き合う時間を十分に確保し、やりがいを持って教育活動に専念できるよう、学校における働き方改革を着実に推進
- カスタマー・ハラスメントについて、ハラスメントの判断基準や職員の対応の在り方、相談・研修体制の構築等について、早急に検討

４　公務員倫理の徹底

職員一人ひとりが、行政に対する県民の期待と信頼に応えられるよう、職場における指導や職員研修などの取組を一層推進

３　職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、公務員には労働協約締結権を含む団体交渉権や争議権が認められないなど、労働基本権が制限されていることの代償の一つとして認められたものであり、人事委員会は、職員から勤務条件に関し、適正な行政上の措置を求める要求があった場合に、必要な審査を行った上で判定を行い、事案の解決に当たるものです。

令和７年度においては、１件の新規事案があり、令和７年度末現在での未処理件数は１件となっています。

	６年度末現在 未処理件数	７年度 措置要求件数	７年度 処理件数	７年度末現在 未処理件数
給　　与		1		1
旅　　費				
勤務時間				
休　　暇				
執務環境				
厚生福利				
転　　任				
任　　用				
ハラスメント				
そ　の　他				
計		1		1

４　職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況

不利益処分に関する審査請求は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法・不当であれば、これを取り消し又は修正し、さらに必要があれば是正措置を指示する救済制度です。

令和７年度においては、新規事案はなく、令和７年度末現在での未処理件数はありません。

		６年度末現在 未処理件数	７年度 審査請求件数	７年度 処理件数	７年度末現在 未処理件数
分限処分	降　　給				
	降　　任				
	休　　職				
	分限免職				
懲戒処分	戒　　告				
	減　　給				
	停　　職				
	懲戒免職	1		1	
計		1		1	